

斎壇等貸出事業実施要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、社会福祉法人飯南町社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）が所有する葬儀用斎壇及び付属品（以下「斎壇等」という。）の貸出に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（事 業）

第2条 この事業の運営は、基金運営事業で行うものとする。

（貸 出）

第3条 斎壇等は、町内に在住する者で葬儀を営む者、又はその代理人に貸し出すものとする。

（使用申請及び許可）

第4条 使用申請者は、斎壇等貸出の申込をする場合には、別紙様式第1号斎壇使用許可申請書により申請するものとし、社会福祉協議会に提出し、許可を受けなければならない。

2 使用申請に当たっては、事前に電話で予約することができる。

（斎壇等の運搬及び設置）

第5条 社会福祉協議会は、斎壇等の運搬及び設置に関し、外部委託できるものとし、その際、使用料金の9割を委託料として委託先に支払うものとする。

（使用料）

第6条 斎壇等の使用料金は、前条の様式に定める「斎壇等使用料金」による。

2 使用料の徴収は委託先で行い、社会福祉協議会へ納める。

（損害賠償）

第7条 斎壇等の使用者は、斎壇を汚損、破損又は滅失したときは、速やかに理由を付して社会福祉協議会に届出し、認定された金額の賠償又は修理等の弁償に応じなければならない。

（その他）

第8条 運営に関しては、別に「利用受付マニュアル」を作成するものとし、その他この要綱に記載していない事項が発生した場合には、その都度会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から一部改正施行する。

この要綱は、令和6年3月1日から一部改正施行する。